

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1 改正の趣旨

- 平成 30 年 12 月に開催された国家戦略特区諮問会議において、かかりつけ薬剤師による服薬指導の実施等を含めた患者目線の観点から、都市部の一部におけるオンライン服薬指導の試行的実施を早期に実現するための検討を進めるとの方針が示されたところ。
- これを踏まえ、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業における薬剤遠隔指導等（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 に規定する「薬剤遠隔指導等」をいう。以下同じ。）を実施できる場合を拡大するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）を次の①から③までのように改正する。
 - ① これまで、薬剤遠隔指導等を行わせる場合の条件を、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住地域における薬剤師等の数が少なく、薬局と当該利用者の居宅との距離が相当程度長い場合等であることとしてきた。本改正ではこれに加え、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、対面による服薬指導が困難な場合にも薬剤遠隔指導等を行わせることができることとする。
 - ② ①において新たに追加する薬剤遠隔指導等の実施に当たっては、薬局開設者が、薬剤師に、あらかじめ、対面により、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して服薬指導を行わせていることを要件とする。
 - ③ ①において新たに追加する薬剤遠隔指導等の実施に当たっては、薬局開設者が、薬剤師に、次に掲げる事項を定めた薬剤遠隔指導等に関する服薬指導計画を、あらかじめ本人の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従って薬剤遠隔指導を実施させることを要件とする。
 - (1) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項
 - (2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
 - (3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項
 - (4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

3 根拠法令

法第 20 条の 5 第 1 項

4 公布日等

公布日 : 令和元年 9 月 30 日

施行期日 : 公布日